

○平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金交付要綱

(令和4年7月11日要綱第29号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における燃料価格上昇により、特に経営を圧迫されている施設園芸農家に対し、園芸用施設（ビニールハウス、ガラスハウス等の農業用施設）の加温設備等に使用する燃料費の一部を支援することで農業経営の安定と継続を図るため、平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象となる燃料)

第2条 支援金の交付の対象となる燃料は、園芸用施設で農作物を栽培するための加温設備（以下「栽培設備」という。）に使用するものとして令和3年10月1日から令和4年3月31日までに購入した重油又は灯油とする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象者は、施設園芸農家であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 栽培設備を有し、現に施設で使用している者
- (3) 園芸用施設で農作物を栽培及び出荷をしている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、支援金は交付しない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第4号において同じ。）
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付額)

第4条 支援金の交付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した金額とする。この場合において、算出した金額に10円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、100,000円を限度とする。

- (1) 重油の場合 支援金（円/ℓ）＝購入単価（円/ℓ）－基準単価（83.1円/ℓ）
- (2) 灯油の場合 支援金（円/ℓ）＝購入単価（円/ℓ）－基準単価（88.1円/ℓ）

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び町税等に係る誓約書及び承諾書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて令和4年12月末までに町長に提出しなければならない。なお、申請は一経営体当たり一度限りとする。

- (1) 請求書、領収書その他の購入を証明する書類

- (2) 栽培設備の写真
 - (3) 施設の位置図
 - (4) 個人にあつては、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認ができる書類の写し、法人にあつては、法人登記事項証明書等の事業所の所在が分かる書類の写し
 - (5) 支援金の振込先の金融機関の口座の通帳等の写し
 - (6) その他町長が必要と認めるもの
- (審査及び交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による提出があつたときは、速やかに支援金の交付の可否を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を決定した場合には平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金交付決定通知書（様式第3号）を、支援金の不交付を決定した場合には不交付の理由を明記して平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金不交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(交付方法)

第7条 支援金の交付は、申請者から指定された金融機関の口座へ振り込む方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる者に該当したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 受給者が禁錮刑以上の刑に処されたとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に第6条の規定による交付の決定を受けた者については、失効前の平群町燃料価格上昇対策施設園芸農家支援金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。